

情報ファイル

Information file



税・国保

**市県民税
第4期の納期限は
2月2日(月)です**

市県民税は、地域生活に必要な学校や公園、道路などの整備を行う大切な財源になるものです。かならず納期限内に納めましょう。

納付書は、納期限内に金融機関・コンビニエンスストアで利用できます。

**国民健康保険税
第7期の納期限は
2月2日(月)です**

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険に加入している皆さんの医療費や、子どもが生まれたときの給付などにあてられています。

納期限内に納めていただかないと、国民健康保険の財源が不足し、健全な運営に支障が出ます。かならず納期限内に納めましょう。

口座振替の利用を

納税には、口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関やコンビニなどに出かける必要がなく、指定した口座から自動

的に引き落とされるため、納め忘れがありません。

申込手続きは、金融機関および市役所で行うことができます。通帳と通帳に使用している印鑑を持参してください。

なお、口座振替を利用していただく場合は、残高の確認をしてください。

問合せ先

◆市県民税

・ 納税務グループ

☎52-1111 (内線246・247・253)

・ 口座振替について

(内線241・243・259)

◆国民健康保険税

・ 国民窓口グループ

☎52-1111 (内線261・262)

**国民健康保険・後期高齢者
医療加入者の皆さんへ
所得額にかかわらず
申告してください**

◆保険税・保険料の軽減などの措置が受けられる場合があります。

◆国民健康保険・後期高齢者医療の加入者は、所得がない方も全員申告をしてください。

「私は所得が少なく、申告の義務がないから」と申告をしないと、正しい国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が算定できません。

被保険者の総所得金額(世帯の加入者全員の所得を合計した額)が、法律で定められた金額以下の場合や、市県民税が非課税の場合など、一定の要件を満たすと、保険税・保険料が軽減されます。

また、入院の際の食事代の減額や、高額療養費にかかる医療費の自己負担限度額が少なくなる制度などもあります。

しかし、申告がされてないと、これらの制度に該当するかどうか判定ができず、せっかく有利になる制度を利用できないことがありますので、忘れずに申告をしてください。

問合せ先

・ 国民窓口グループ

☎52-1111

・ 国民健康保険担当(内線261・262)

・ 後期高齢者医療担当(内線227・217)

消防

甲種防火管理新規講習

とき 2月26日(木)・27日(金)

午前9時45分～午後4時

ところ 刈谷市産業振興センター

定員 156人(先着順)

相続・遺言・贈与

司法書士 無料相談会開催! 刈谷駅前 相続相談室 frontビル3階 刈谷駅北口徒歩3分

- 気になる事をちょっと聞きたい。
- 相続手続のやり方を知りたい。
- 費用がどれくらいかかるか知りたい。
- 遺言書の書き方について知りたい等々

お気軽にご相談下さい。相談は無料です。

司法書士 今井裕司 ※業務範囲: 司法書士法3条、29条1項1号に定める業務。事件着手後は費用発生。

刈谷市相生町2-29-2k-frontビル3階

あい司法&相続 0120-130-914

受講料 4,000円(当日持参)

申込期間 1月26日(月)～30日(金)

午前8時30分～午後5時

※定員になりしだい締切

※申込書は、申込場所か衣浦東部広域連合ホームページから入手

※申込時に証明写真(縦4cm×横3cm、3か月以内)1枚が必要

※直接窓口へ申込。電話・郵送は不可

申込・問合せ先

・ 衣浦東部広域連合消防局予防係

☎63-0136

・ 高浜消防署予防係

☎52-11190